

浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第7回改定 新旧対照表

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-4-1	<p style="text-align: center;">第4編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第1章 道路環境調査</p> <p>第1節 環境影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（国土交通省令第15号・平成22年4月1日）」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第4101条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 方法書（案）の作成 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (3) 調査 (4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (5) 準備書（案）の作成 (6) 評価書（案）の作成 (7) 評価書の補正等 <p>(追加)</p>	<p style="text-align: center;">第4編 道路編</p> <p style="text-align: center;">第1章 道路環境調査</p> <p>第1節 環境影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（国土交通省令第28号・平成25年4月1日）」（以下、「技術指針省令」という）及び浜松市環境影響評価条例（平成28年3月24日条例第48号）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第4101条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画段階配慮書（案）の作成 (2) 方法書（案）の作成 (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (4) 調査 (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (6) 準備書（案）の作成 (7) 評価書（案）の作成 (8) 評価書の補正等 <p>第4102条 計画段階配慮書（案）の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。 2. 業務内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) 対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。 (3) 現地踏査 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。 (4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。 (5) 計画段階配慮事項の選定

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-4-2	<p>第4103条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第2条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令第5条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地踏査 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第5条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第6条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目につ</p>	<p>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第5条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第6条～第10条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 配慮書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</p> <p>(8) 位置等に関する複数案の設定 受注者は、技術指針省令第3条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置または規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4103条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第17条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令第20条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地踏査 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第20条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第21条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目につ</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-4-3	<p>いて、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第二条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第五条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令第五条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。 なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(6) 報告書作成</p>	<p>いて、技術指針省令第二十二～十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第二条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第4104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令第二十条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。 なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(6) 照査</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-4-3	<p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4105 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第九条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 調査結果の解析(省略) (4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>受注者は、第 1103 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4105 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(3) 調査結果の解析(省略) (4) 照査 受注者は、第 1103 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
4-4-4	<p>第 4106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第十条、十一条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第十三条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(2) 予測(省略) (3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令第十四条～第十六条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。 (4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令第十七条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。 (5) 評価 受注者は、技術指針省令第十一条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。 (6) 総合評価 受注者は、技術指針省令第十八条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。 (7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第 4106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備～(2) 予測(省略) (3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令第二十九条～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。 (4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。 (5) 評価 受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。 (6) 総合評価 受注者は、技術指針省令第三十三条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。 (7) 照査 受注者は、第 1103 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
4-4-5	<p>第 4107 条 準備書(案)の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第十八条に規定された準備書に記載すべき事項について</p>	<p>第 4107 条 準備書(案)の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項について</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
	<p>とりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令第18条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書（案）の作成～</p> <p>(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定（省略）</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>とりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1104条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令第33条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p>(3) 要約書（案）の作成～</p> <p>(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定（省略）</p> <p>(5) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
4-4-5	<p>第4108条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第19条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備～(3) 要約書（案）の作成（省略）</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第4108条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第34条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備～(3) 要約書（案）の作成（省略）</p> <p>(4) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
4-4-6	<p>第4109条 評価書の補正等</p> <p>1. 業務目的（省略）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備～(3) 要約書の修正等（省略）</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第4109条 評価書の補正等</p> <p>2. 業務目的（省略）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備～(3) 要約書の修正等（省略）</p> <p>(4) 照査 受注者は、第1103条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
4-4-6	<p>第2節 成果品</p> <p>第4110条 成果品 受注者は、表4.1.1に示す成果品を作成し、第13条成果品の提出に従い、納品するものとする。</p>	<p>第2節 成果品</p> <p>第4110条 成果品 受注者は、表4.1.1に示す成果品を作成し、第13条成果品の提出に従い、納品するものとする。</p>

表 4.1.1 環境影響評価 成果品一覧

成果品項目	摘 要
環境影響評価報告書 一式	※1
方法書(案)	
準備書(案)	※2
評価書(案)	※2

※1： 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2： 要約書(案)を含むものとする。

第2章 交通現況調査 (省略)

第3章 道路網・路線計画 (省略)

第4章 道路設計

第2節 道路設計

第4406条 道路予備設計(B)

1. 業務目的

道路予備設計(B)は道路予備設計(A)、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第4項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

2. 業務内容(省略)

第4407条 道路予備修正設計(B)(省略)

第4408条 道路詳細設計

1. 業務目的(省略)

2. 業務内容

(1) 設計計画～(4)横断設計(省略)

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅2m超かつ延長100m超)、地下道、取付道路(幅3m超かつ延長30m超)側道、階段工(高さ3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第4424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積又はブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下又は延長100m以下)、集水桝、防護柵工、取付道路(幅3m以下又は延長30m未満)、階段工(高さ3m未満)等を設計するものとする(照明施設は除く)。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計～(14)報告書作成(省略)

3. 貸与資料(省略)

4-4-24

4-4-27

表 4.1.1 環境影響評価 成果品一覧

成果品項目	摘 要
計画段階配慮書(案)(国 R6.3)(県 R7.11)	※2
環境影響評価報告書 一式	※1
方法書(案)	
準備書(案)	※2
評価書(案)	※2
評価書の補正等(国 R6.3)(県 R7.11)	

※1： 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2： 要約書(案)を含むものとする。

第2章 交通現況調査 (省略)

第3章 道路網・路線計画 (省略)

第4章 道路設計

第2節 道路設計

第4406条 道路予備設計(B)

1. 業務目的

道路予備設計(B)は道路予備設計(A)、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第3項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

2. 業務内容(省略)

第4407条 道路予備修正設計(B)(省略)

第4408条 道路詳細設計

1. 業務目的(省略)

2. 業務内容

(1) 設計計画～(4)横断設計(省略)

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅2m超かつ延長100m超)、地下道、取付道路(幅3m超かつ延長30m超)側道、階段工(高さ3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする(照明施設は除く)。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第4424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積又はブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下又は延長100m以下)、集水桝、防護柵工、取付道路(幅3m以下又は延長30m未満)、階段工(高さ3m未満)等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計～(14)報告書作成(省略)

3. 貸与資料(省略)

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-4-124	<p style="text-align: center;">第5章 地下構造物設計（省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 地下駐車場計画・設計（省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 トンネル設計</p> <p>第2節 トンネル設計</p> <p>第4704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>1. 業務目的（省略）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第4703条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。</p> <p>(1) 設計計画～(3) 設計条件の確認（省略）</p> <p>(4) 本体工設計</p> <p>1) 地山分類</p> <p>受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。</p> <p>2) トンネル断面及び支保工の設計</p> <p>受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うと共に支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表又は近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（追記）</p> <p>3) 掘削方式及び掘削工法の確認</p> <p>受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。</p> <p>(5) 坑門工設計～(21) 報告書作成（省略）</p> <p>3. 貸与資料（省略）</p> <p>（以下省略）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 地下構造物設計（省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 地下駐車場計画・設計（省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 トンネル設計</p> <p>第2節 トンネル設計</p> <p>第4704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>1. 業務目的（省略）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第4703条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。</p> <p>(1) 設計計画～(3) 設計条件の確認（省略）</p> <p>(4) 本体工設計</p> <p>1) 地山分類</p> <p>受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。</p> <p>2) トンネル断面及び支保工の設計</p> <p>受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うと共に支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表又は近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。</p> <p style="background-color: yellow;">なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターンDI-a以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。</p> <p style="background-color: yellow;">また、支保パターンCII-b以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。</p> <p style="background-color: yellow;">ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる</p> <p style="background-color: yellow;">イ 鏡面の押出しを生じ</p> <p style="background-color: yellow;">ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出</p> <p>3) 掘削方式及び掘削工法の確認</p> <p>受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。</p> <p>(5) 坑門工設計～(21) 報告書作成（省略）</p> <p>3. 貸与資料（省略）</p> <p>（以下省略）</p>

ページ	(旧：令和5年4月版)	(新：令和8年4月版)
4-4-163	<p style="text-align: center;">第8章 橋梁設計</p> <p>第2節 橋梁設計 橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えるに際して、実施する橋梁の設計に適用する。</p> <p>第4802条 橋梁設計の区分 橋梁設計は、以下の区分により行うものとする。 (1) 橋梁予備設計 (2) 橋梁詳細設計</p> <p>第4803条 橋梁予備設計 1. 業務目的（省略） 2. 業務内容 橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 設計計画～(3) 設計条件の確認（省略） (4) 橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。 (5) 基本事項の検討～(13) 報告書作成（省略） 3. 資料貸与（省略）</p> <p>（以下省略）</p> <p style="text-align: center;">第5編 公園編</p> <p style="text-align: center;">第6編 下水道編</p>	<p style="text-align: center;">第8章 橋梁設計</p> <p>第2節 橋梁設計 橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えるに際して、実施する橋梁の設計に適用する。</p> <p>第4802条 橋梁設計の区分 橋梁設計は、以下の区分により行うものとする。 (1) 橋梁予備設計 (2) 橋梁詳細設計</p> <p>第4803条 橋梁予備設計 1. 業務目的（省略） 2. 業務内容 橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 設計計画～(3) 設計条件の確認（省略） (4) 橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案をプレキャストを含む3案以上選定するものとする。 (5) 基本事項の検討～(13) 報告書作成（省略） 3. 資料貸与（省略）</p> <p>（以下省略）</p> <p style="text-align: center;">第5編 公園編 ※変更なし</p> <p style="text-align: center;">第6編 下水道編 ※変更なし</p>